



CONTENTS

漁業災害補償制度の改正について	2
漁政部漁業保険管理官	
海洋・沿岸域における水産環境整備のあり方について ～「中間とりまとめ」の概要～	5
漁港漁場整備部計画課	
回遊魚	7
増殖推進部研究指導課海洋技術室長 熊谷 徹	
平成21年9月分のプレスリリース	8

漁業災害補償制度の改正について

漁政部漁業保険管理官

I 漁業災害補償制度の概要

漁業災害補償制度は、漁業共済事業により、不漁による収入の減少、台風などの自然災害や赤潮から漁業者の漁業活動を守ること、漁業経営を安定的に続けられるようにすることを目的とするものです。

この漁業共済事業は、以下の4つの種類に分けられます(図1)。

- ① 「漁獲共済」…不漁などにより漁獲金額が減少した場合の損失を補償
- ② 「養殖共済」…養殖している魚が死亡や流失した場合の損害を補償
- ③ 「特定養殖共済」…ノリやワカメなど特定の養殖業について生産金額が減少した場合の損失を補償
- ④ 「漁業施設共済」…供用中の養殖施設や漁具が損壊した場合の損害を補償

漁業共済事業の仕組み自体は「共済」、すなわち保険の仕組みを利用しており、漁業者と漁業共済組合の間で締結された契約にもとづいて、漁業者の方々から共済掛金を納めていただき、損失が生じたときにはあらかじめ契約で定めておいた額の共済金が漁業共済組合から支払われる形を

とっています。

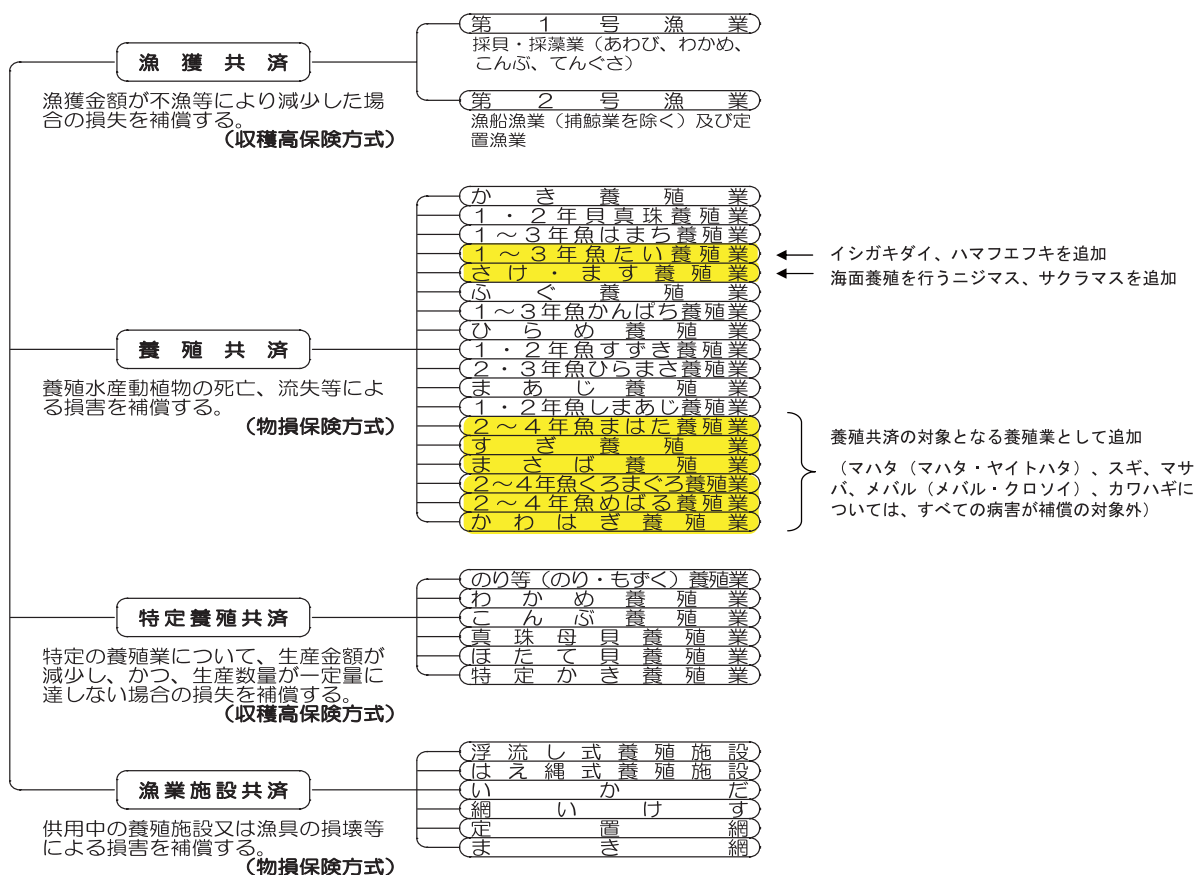
また、漁業共済は漁業経営のセーフティネットとしての役割を果たしているため、なるべく多くの漁業者に加入していただけるよう、漁業者の方々に納めていただく共済掛金に対して国から手厚い補助を行っているところです。

II 制度改正の経緯

現在、漁業界は嵐のように吹き荒れた燃油高が少し収まったとはいえ、魚価の低迷やエサ代の高騰など、依然、経営が苦しい状況が続いています。こういう状況のもとでは、漁業者の方々においては、少しでも経営を安定させることができるよう、さまざまな経営努力を行うことを迫られているかと思えます。

一方で、本制度の発足以来、漁業者の方々には漁業共済への加入を勧めてきてはいるものの、現在のところ、漁業者の5割弱が未加入となっています。このため、漁業者の方々の経営努力の取り組みの中で、漁業共済についても、現状の経営に照らして納得できる形で利用できるよう、国としても、漁業共済制度の内容を不断に見直し、漁業共済事業の持つセーフティネット機能をできる限り広く維持で

(図1) 漁業共済事業の概要



きるよう努める必要があると考えています。

こうした状況を踏まえ、今回、漁業災害補償制度の改正を行ったところであり、その主な内容は以下のようになっています。

Ⅲ 主な改正事項の概要

1. 養殖共済の見直し

(1) 対象魚種の追加

ア 全病害不てん補型商品の対象魚種の追加

従来の養殖共済では、原則として養殖している魚が病死しても、自然災害でイクスから逃げても、どちらの場合も共済事故（補償対象となる損害）として補償してきました（オールリスク補償）。

しかし、保険の原則として、補償するリスクの範囲が広がれば広いほど漁業者が支払う掛金は高くなっていきます。このため、生産規模の小さい魚種については、オールリスク補償で保険商品进行設計しようとすると、養殖業者の方々が共済に加入できないような極めて高い掛金になってしまい、養殖共済の対象とすることができませんでした。

そこで、今回の制度改正では、生産規模が比較的小さい魚種であっても、安定的な養殖技術が確立されているもの場合は、すべての病害を不てん補（補償対象から除外）とすることで、養殖共済の対象とすることを可能としました。具体的には、以下の魚種を追加し、これらの魚種の養殖業者の方々に、台風などの自然災害や赤潮による損害を補償する商品に加入していただけるようにしました。

- ①マサバ、②マハタ・ヤイトハタ、③カワハギ、④メバル・クロソイ、⑤スギ

イ オールリスク補償型商品の対象魚種の追加

アの改正とあわせて、従来型のオールリスク補償型商品の養殖共済の対象として、各地での養殖の取り組み状況を踏まえつつ、以下の魚種を新たに追加

しました。

- ①クロマグロ、②ハマフエフキ・イシガキダイ（たい養殖業に追加）、③ニジマス・サクラマス（さけ・ます養殖業に追加）

(2) 特約商品の見直し（オールリスク補償型商品）

従来型のオールリスク補償型商品については、これまでも病害を不てん補とする特約商品がありましたが、不てん補とするのは特定の病害のみ、特約商品を利用できるのは一定の要件を満たした養殖業者のみに限られていました。一方、養殖による病害のリスクは、最近、ワクチンの利用や養殖密度の適正化などの方法により、個々の養殖業者でも相当程度まで対応することが可能となってきていました。

このため、オールリスク補償型商品の特約商品を見直し、より掛金の安い全病害を不てん補とする特約商品を新たに導入するとともに、養殖業者の方々のニーズに応じて商品（オールリスク補償型、特定病害不てん補型、全病害不てん補型 etc）を自由に選択いただけるようにしました（図2）。

(3) 共済責任期間の設定方法の見直し

近年、個々の養殖業者の生産サイクルが非常に多様化しています。しかし、これまでの養殖共済では、一定の区域ごとに、その区域内の養殖業者の共済責任期間（共済掛金を支払う期間）をすべて同一にしなければならなかったため、同一区域内のすべての養殖業者が最終出荷するまでの間を共済責任期間としており、早期にイクス内の魚の全量の出荷を終えた養殖業者であっても掛金を支払わなければならないといった問題が生じていました。

このため、養殖共済の共済責任期間の設定方法を見直し、個々の養殖業者の生産サイクルに応じて共済責任期間を設定できるようにしました。

（図2） 養殖共済の共済商品の種類別の補償内容一覧

てん補方式 事故原因		オールリスク補償型	病害低てん補型	特定病害不てん補型	全病害不てん補型 (新規追加)
流失・減失・逃亡	台風、高潮、破網、食害等	○	○	○	○
死亡	自然災害（台風、降雨による淡水化、酸欠等）	○	○	○	○
	赤潮（通常、異常）	○	○	○	○
	疾病	○	1/2 てん補	特定疾病以外の疾病 てん補	×
第三者被害（求償権とセット）		○	○	○	○
共済掛金		高	→ 低		

※戦争その他の変乱による損害、盗難による損害、異常な赤潮による損害（赤潮特約を付している場合は除く。）、汚水、廃液その他養殖水産動植物に有害な物の遺棄又は漏せつによる水の汚染によって生じた損害、契約漁場以外の損害（漁場移動特約を付している場合、緊急避難の場合は除く。）、当該被共済者の行為によって生じた損害は、すべての商品で対象外。

2. 漁獲共済・特定養殖共済の見直し

(1) 新たな特約商品の導入

漁業者の方々のニーズを踏まえ、補償対象を大規模災害（地震・噴火・津波）に限定した掛金の安い以下の特約商品を導入し、漁業者の選択肢の幅を広げました（図3）。

ア 地震等限定てん補型商品

地震・噴火・津波により共済事故が発生した場合に損失の程度に応じて共済金が支払われる商品。掛金を非常に低く抑えつつ、漁業経営に深刻な被害を与える大規模災害に対する最低限の補償を確保するものです。

イ 地震等比例てん補付約定期限内てん補型商品

地震・噴火・津波により共済事故が発生した場合に損失の程度に応じて共済金が支払われるとともに、これ以外の原因により共済事故が発生した場合は契約で定めた割合に応じて共済金が支払われる商品。掛金を低く抑えつつ、漁業経営に深刻な被害を与える大規模災害に対する最低限の補償に加え、比較的多い小さな事故に対する補償を確保するものです。

(2) 地元漁業者が組織する法人が営む定置漁業に対する掛金補助の拡大

近年、漁業協同組合の広域合併が進展する中で、合併前の漁業協同組合が自営していた定置漁業を地元漁業者によって法人化させる事例が増えてきています。しかし、従来の漁獲共済では、掛金補助の特例措置が漁業協同組合と漁業生産組合自営の定置漁業に限られているため、漁業協同組合自営の定置漁業を法人化した多くの場合、掛金補助が減額されてしまいます。

このため、地元漁業者が組織する法人が営む定置漁業については、漁獲共済の掛金補助を漁業協同組合と同水準に拡大しました。

3. 漁業施設共済の見直し

(1) 新たな特約商品の導入

これまでの漁業施設共済では、補償対象となる養殖施設や漁具は安価な消耗品ではなく高額なものが多く、これらに生じた損害はきちんと補償することに重点が置かれてきました。このため、掛金の安い特約商品が導入できる仕組みとなっておらず、その結果として、掛金の割高感などから、漁業共済の加入率は1割強と非常に低い水準となっています。

しかし、言うまでもなく、養殖施設や漁具は漁業を行う上で基本中の基本の施設です。したがって、共済に加入していない無保険状態で、津波などの自然災害

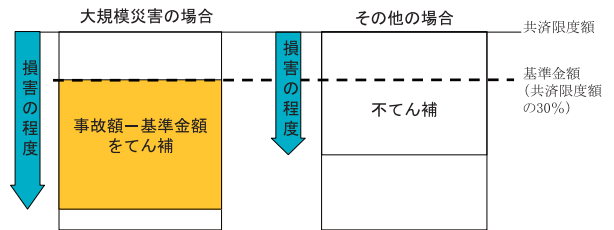
により大きな被害を受け、多額の復旧費用を自己資金で賄う必要が生じた場合、その後の漁業経営に極めて深刻な影響が及んでしまうことも考えられます。

そこで、今回の制度改正により、漁業施設共済に漁業者の方々のニーズに応じて柔軟に特約を開発できる仕組みを導入しました。具体的に導入した特約商品は、地震・噴火・津波により共済事故が発生した場合に損害の程度に応じて共済金が支払われるもので、これにより、掛金を非常に低く抑えつつ、漁業経営に深刻な被害を与える大規模災害に対する最低限の補償を確保しています（図3）。

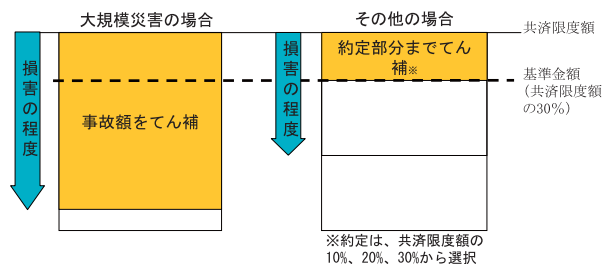
(図3) 新しい特約商品について

<漁獲共済、特定養殖共済>

① 地震等限定てん補型商品

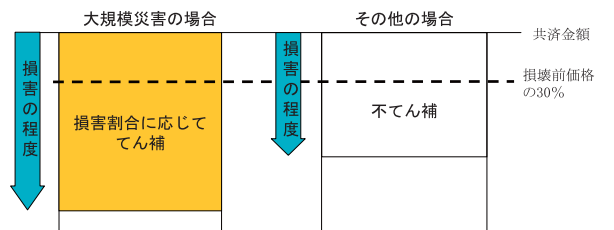


② 地震等比例てん補付約定期限内てん補型商品



<漁業施設共済>

③ 地震等限定てん補型商品



(2) 可分養殖施設等に対する補償水準の拡大

可分養殖施設等（養殖施設・漁具のうち、部分的な損壊を補償対象とすることができるもの）において、同一の共済責任期間中に複数回の共済事故が発生した場合、2回目以降の共済事故については漁業者に支払われる共済金を減額していましたが、今回の制度改正でこれを廃止し、十分な補償水準が確保できるようにしました。

4. 漁業共済組合制度の見直し

現在、漁業共済事業は基本的に各都道府県に設立された漁業共済組合が元受となり実施されていますが、

事業規模の小さい漁業共済組合は、全国合同漁業共済組合を設立し、協力して元受業務を行っています。具体的には、平成18年10月に7府県の漁業共済組合が解散し、全国合同漁業共済組合を設立しました。また、平成20年10月には2県の漁業共済組合が、全国合同漁業共済組合との合併を行いました。さらに、この動きに合流しようと、11都府県の漁業共済組合が、今年10月に全国合同漁業共済組合との合併をしたところ です。

このように、事業規模の小さい漁業共済組合は、続々と全国合同漁業共済組合に合流する流れになっていますが、この場合に問題となるのが組合としての意思決定機関です。つまり、意思決定機関が従来の総会制のままでは、300以上の組合員が一堂に会さなければならぬなど、とても最近の社会の動きに対応した迅速な意思決定が期待できません。

このため、漁業共済組合に総会に代わるべき総代会制を導入し、より効率的な組織運営が可能となるようにしました。

IV おわりに

以上が今回の制度改正の主な内容です。

これまで述べたように、漁業共済事業は漁業経営のセーフティネットとして非常に重要な役割を果たしています。このため、今回の制度改正では、より多くの漁業者の方々に漁業共済事業に加入していただけるよう、共済商品の種類を増やし、補償内容が充実した商品から万が一のときにだけ補償する掛金の安い商品まで、個々の漁業者がそれぞれのニーズに応じて柔軟に選択できるようにしています。

最近、有明海や八代海を中心に大規模な赤潮が発生し、長崎県や熊本県、鹿児島県の養殖業に深刻な被害が出たところですが、被害を受けた養殖業者の加入率は5割程度でした。漁業共済事業では、漁業者の経営状況が悪化するとこのような保険の経費は一番先に削減の対象となってしまいますが、実際に自然災害などの被害が出て初めてその経費の重要性に気づき、慌てて漁業共済に加入するというのがよくあるケースのようです。しかし、もちろん未加入の漁業者に対しては、漁業共済のセーフティネット機能を活かすことはできません。

今後はこのようなことができる限り起きないように、漁業者の方々には、今回の制度改正を機に、一人でも多く漁業共済に加入していただき、万が一の備えをきっちりとしていただければと考えています。

海洋・沿岸域における水産環境整備のあり方について ～「中間とりまとめ」の概要～

漁港漁場整備部計画課

1. はじめに

平成19年度から開始された新たな水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画の下で、水産物供給システムの基盤の構築を目指して総合的かつ計画的に水産基盤整備事業を実施しております。しかしながら、我が国の漁業生産量はピーク時の約半分にまで減少しており、比較的安定している沿岸漁業もわずかながら減少傾向にあります。加えて、資源水準の低迷、藻場・干潟の大幅な減少、海洋環境の変化などの課題も抱えています。そのような中、我が国の水産資源の回復・増大とともに豊かな生態系の維持が図られるよう幅広い分野の有識者・行政関係者からなる検討会を設置し、3回の議論から、今後の水産環境整備の方向性を示した「中間とりまとめ」が策定され8月10日に公表されました。

【検討会の委員（敬称略）】

◎磯部 雅彦（東京大学 副学長）

○松田 治（広島大学 名誉教授）

瀬戸 雅文（福井県立大学 准教授）

大森 敏弘（全国漁業協同組合連合会 漁政部長）

小野寺勝弘（北海道 水産振興課長）

田中 丈裕（岡山県 水産課長）

小川 浩（大分県 漁業管理課長）

（◎座長、○座長代理）

2. 水産環境整備とは

本検討会では、これまでの漁場整備を「環境基盤の重視」と「点から空間へ」という新たな観点から見直していくために、「水産環境整備」という新しい言葉を打ち出しました。検討会設置にあたって言葉の定義をせずに、それらを含めて3回の検討会で議論を重ね、水産環境整備を「水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出し、生態系全体の生産力の底上げをめざす整備」と定義しました。

海洋・沿岸域における水産環境整備のあり方～中間とりまとめ概要～

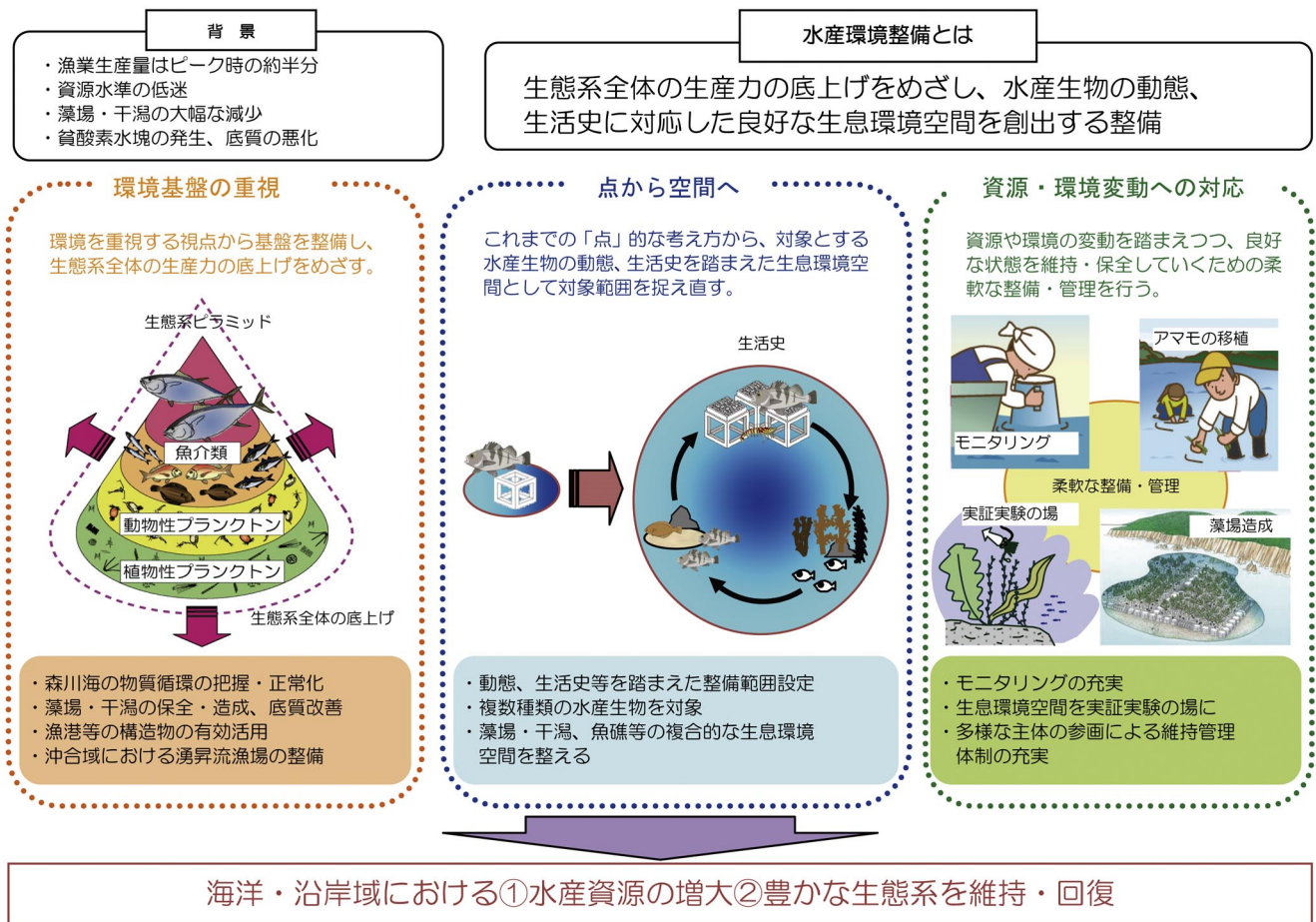


図-1 中間とりまとめの概要

3. 中間とりまとめの概要

概要は図1のとおり。まず現状と課題の中で、水産業を取り巻く情勢の変化とこれまでの漁場整備を整理しました。次に水産環境整備の定義と方向性、2つの新たな視点とその展開手法、水産環境整備の推進に向けた体制・連携などをまとめています。

(1) 現状と課題

冒頭で述べたとおり、我が国水産業を取り巻く環境は非常に厳しい状況となっており、これまでの漁場整備は、沿岸漁業生産の下支えに一定の役割を果たしてきたものの、次のような課題を抱えています。

- ①水産生物の動態、生活史への配慮が不十分
- ②海域が有する環境収容力の知見が不十分
- ③環境や資源の変動を踏まえた整備の柔軟性が不十分

これらの現状と課題を踏まえ、より広域的・俯瞰的な視点を取り入れた実効性の高い整備へと転換を図る必要があります。

(2) 水産環境整備の方向性

水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復が図られるよう、現行の整備手法を見直し、水産環境整備とし

て推進するためには、「環境基盤の重視」及び「点から空間へ」の視点を軸に計画や制度を検討するとともに、柔軟な整備・維持管理に必要なモニタリングの充実を図ります。

(3) 新たな視点と展開手法

①環境基盤の重視

有用な水産生物のみを対象とするのではなく、環境を重視する視点から基盤を整備し、生態系全体の生産力の底上げをめざしていく必要があります。そのためには、物質循環の把握に努め、藻場・干潟・サンゴ礁の保全・造成を図り、浅海域における水産生物の生産性や環境収容力を向上させるとともに、貝殻・間伐材活用等の資源の有効活用を推進し、沖合域においては、湧昇流漁場の整備などを新たな環境創出による生産力の底上げを図ります。

②点から空間へ

良好な生息環境を創出するため、これまでの「点」的な整備から、対象とする水産生物としての空間の広がり、成長段階ごとに利用される生息環境の連続性を踏まえた生息環境空間として整備の対象範囲を捉え直す必要があります。

水産生物の移動・回遊等の動態を念頭において、藻場・干潟、魚礁等の複合的な生息環境空間を整えるとともに、

漁港等の構造物やカキ筏等の養殖施設も生息空間の一要素として評価することも重要であり、また、沖合域については、資源回復計画等と整合を図りつつ、造成適地を慎重に選定することが重要であります。

③資源・環境変動への対応

資源や環境及び漁場利用の形態は常に変動するため、その変動を踏まえつつ、良好な状態を維持・保全していくための柔軟な整備・管理を行うとともに、必要なモニタリングの充実を図る必要があります。

維持管理については、行政、漁業者、NPO法人等の関係者が連携することが必要であり、特に藻場・干潟等を保全するための環境・生態系保全活動などにおいて漁業者の役割は重要であります。

また、生息環境空間を実験生態系フィールドと捉えて、そこでまとめられた要素技術を再び現場にフィードバックするという事業体系を構築することが必要です。

(4) 水産環境整備の推進に向けて

今後、水産環境整備として広域的な空間を捉えるにあたり、都道府県が主体的な役割を担うことが重要であり、対象範囲が複数の都道府県におよぶ場合は、国が適切に関与して円滑な調整を図っていくことも必要です。

また、水産関係施策との連携を図るとともに、関係公共施策との技術協力や連携等を推進していく必要があります。

事業評価については、従来の貨幣換算とは異なる環境を重視した考え方の導入を検討するとともに、広域的・全国的な整備効果を把握し、その役割や効果などについて、わかりやすい説明等により国民的な理解の醸成を図る必要があります。

4. おわりに

地球温暖化、CO2削減など地球の「環境」対策に大きな注目が集まっています。水産の分野では、水産資源を増やし、藻場・干潟の整備を図るなど、地球の「環境」を向上させる施策を強力に推進することが必要です。

本検討会では、短期間ながらも、非常に内容の濃い議論が交わされ、中間とりまとめがなされました。

これらの考え方を個々の事業に反映していくためには、漁業者をはじめ、都道府県や試験研究機関と連携し、水産生物の生活史・生息環境・広域性を踏まえた事業運営を行う必要があります。そのためには、水産生物の生活史の解明や水域環境のモニタリングの充実などを行うことが必要です。

回遊魚

故郷は遠きにありて思うもの

初めてお会いした方には必ず、「水産庁〇〇課のクマタニです。クマガイと書きますが、私の故郷の隠岐島ではクマタニと読んでいます」と自己紹介しています。これまでにクマタニと称する方には一度もお会いできていません。そんななかで2年ほど前に、当時勤めていた(独)水産総合研究センターで、徳島県阿波市の四国八十八箇所霊場第八番札所に熊谷寺(クマタニジ)があるということを知っていただき、クマタニという読み方が他に存在するということが初めて知ることができました。

故郷の隠岐島には86歳の母が一人暮らししており、毎年夏には家族で帰省しています。家族の健康と孫の成長した姿を報告できることが唯一の親孝行となっています。私自身にとっても、実家のすぐ目の前の築港での魚釣りや、昨年秋の映画「私は貝になりたくない」で最終ロケ地となった国賀海岸などの散策を通じて、リフレッシュできる絶好の機会です。同時に、漁業に関わっている親戚や小中学校の同級生などから、いろいろな話を伺える貴重な機会ともなっています。十数年前に帰省した際には、1ターンで隠岐島のまき網漁船に就職した方々、漁労長、船長、更に漁協や町役場の方々が集まる機会があり、私も飛び入りで参加させていただきました。そんななかで血気盛んな若手の漁労長から「水産庁は現場のことは何もわかったらん。沖に出たことのない奴らが机の上のみで考えて、あげだこげだと偉そうに言っただけだ」と本質を突いた厳しい指摘を受けました。

また、入省2年目の現地研修で派遣された鹿児島県鹿屋市、出向で3年間お世話になった石川県で、それぞれ多くの漁業者の方々と知り合え、現在もなおお付き合いさせていただいています。私にとって、まさに第2の故郷となっています。

私にとって、こうした漁業の最前線にある故郷との繋がりは、仕事へのモチベーションや様々な事案への対応策を考える上で貴重な財産となっています。様々な問題は現場で起こっており、解決へのヒントも必ず現場にあるはずで、今後とも、出張など様々な機会を通じて現場の方々から直接お話を伺い、現場で抱える諸課題に対処していくよう努めたいと思います。



増殖推進部
研究指導課
海洋技術室長

熊谷 徹

発表年月日	発表事項名	担当課
H21.9.4	中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第5回北小委員会の開催について	国際課
H21.9.4	2009年度第二期北西太平洋鯨類捕獲調査（JARPN II）釧路沖鯨類捕獲調査の開始について	遠洋課
H21.9.8	ベーリング公海条約第14回年次会議の結果について	国際課
H21.9.10	中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）第5回北小委員会の結果について	国際課
H21.9.11	国際総会漁業決議のための非公式協議の開催について	国際課
H21.9.18	全国資源評価会議の開催について	漁場資源課
H21.9.18	第6回日韓海洋生物資源専門家小委員会の開催について	国際課
H21.9.18	日・ソロモン漁業協議の開催について	国際課
H21.9.18	平成21年度第2回太平洋スルメイカ長期漁況予報	漁場資源課
H21.9.24	日・キリバス漁業協議の開催について	国際課
H21.9.24	天皇海山海域におけるトロール漁場環境調査の実施について	漁場資源課
H21.9.25	国連総会漁業決議のための非公式協議の結果について	国際課
H21.9.25	山田副大臣の長崎県平戸市への出張について	沿岸沖合課
H21.9.28	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H21.9.29	第6回日韓海洋生物資源専門家小委員会の結果について	国際課
H21.9.30	平成20年度末の漁村における汚水処理人口普及率について	防災漁村課

※詳細は水産庁ホームページを御参照下さい。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階
代表 03-3502-8111（内線6505）
URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ

URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>